

鹿 児 島 県 公 報

平成29年11月 7 日（火）第3364号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 地域森林計画案の縦覧（森林経営課取扱い） 1
- 地域森林計画の変更案の縦覧（5件）（森林経営課取扱い） 1
- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止（介護福祉課取扱い） 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 5
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 6
- 都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（南薩地域振興局取扱い） 6
（大隅地域振興局取扱い） 6

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第1056号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により大隅地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成29年11月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 森林計画区の名称
大隅森林計画区（鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡及び肝属郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課
- 3 縦覧期間
平成29年11月 7 日から同年12月 6 日まで

鹿児島県告示第1057号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により南薩地域森林計画（平成29年 1

月13日鹿児島県告示第16号をもって公表)を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成29年11月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

南薩森林計画区（鹿児島市、枕崎市、指宿市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市及び鹿児島郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課、鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

平成29年11月7日から同年12月6日まで

鹿児島県告示第1058号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により北薩地域森林計画（平成29年1月13日鹿児島県告示第17号をもって公表)を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成29年11月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

北薩森林計画区（阿久根市、出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡及び出水郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課、北薩地域振興局農林水産部林務水産課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

平成29年11月7日から同年12月6日まで

鹿児島県告示第1059号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により始良地域森林計画（平成29年1月13日鹿児島県告示第18号をもって公表)を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成29年11月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

始良森林計画区（霧島市、始良市及び始良郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

平成29年11月7日から同年12月6日まで

鹿児島県告示第1060号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により熊毛地域森林計画（平成29年1月13日鹿児島県告示第19号をもって公表)を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成29年11月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 森林計画区の名称
熊毛森林計画区（西之表市及び熊毛郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農林普及課
- 3 縦覧期間
平成29年11月7日から同年12月6日まで

鹿児島県告示第1061号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により奄美大島地域森林計画（平成29年1月13日鹿児島県告示第14号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成29年11月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 森林計画区の名称
奄美大島森林計画区（奄美市及び大島郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大島支庁農林水産部林務水産課
- 3 縦覧期間
平成29年11月7日から同年12月6日まで

鹿児島県告示第1062号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年11月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
伊佐市大口木ノ氏字高熊1281番1，1281番16
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1063号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年11月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
鹿児島郡十島村口之島字西浜 4 番 2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び十島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1064号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年11月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションももちゃんち	霧島市隼人町松永657番地	株式会社ももちゃんち	霧島市隼人町松永657番地	山崎 文枝	平成29年8月31日	訪問介護
ファミリーくしら	鹿屋市串良町岡崎2361	株式会社ファミリーアーク	大阪府寝屋川市本町1番3号	池田 睦郎	平成29年10月1日	訪問介護
社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会串良訪問介護事業所	鹿屋市串良町有里507番地1	社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会	鹿屋市大手町1番1号	浜田 保	平成29年10月31日	訪問介護
社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会輝北訪問介護事業所	鹿屋市輝北町上百引2100番地1	社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会	鹿屋市大手町1番1号	浜田 保	平成29年10月31日	訪問介護
ヘルパーステーションー茶ん家	志布志市有明町伊崎田8791番地1	有限会社グローバルハート	志布志市志布志町志布志580番地5	新地 裕実	平成29年11月30日	訪問介護

鹿児島県告示第1065号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年11月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

デイサービス暖家	枕崎市大塚中町424	合同会社暖	枕崎市大塚中町424	吉嶺 公晴	平成29年10月20日	通所介護
----------	------------	-------	------------	-------	-------------	------

鹿児島県告示第1066号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年11月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会串良居宅介護支援事業所	鹿屋市串良町有里507番地1	社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会	鹿屋市大手町1番1号	浜田 保	平成29年10月31日	居宅介護支援
青葉いずみケアプランセンター	出水市上大川内3681番地	有限会社アイ・エス・ジー	静岡市清水区青葉町12番20号	長澤紀久子	平成29年11月 1 日	居宅介護支援

鹿児島県告示第1067号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成29年11月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サザン地域医療・介護支援センター南九州	南九州市知覧町郡17789番地1	社会医療法人聖医会	枕崎市緑町220番地	牧角 寛郎	平成29年11月 1 日	居宅介護支援

鹿児島県告示第1068号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年11月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションももちゃんち	霧島市隼人町松永657番地	株式会社ももちゃんち	霧島市隼人町松永657番地	山崎 文枝	平成29年8月31日	介護予防訪問介護
ファミリーくしら	鹿屋市串良町岡崎2361	株式会社ファミリー	大阪府寝屋川市本町1番3号	池田 睦郎	平成29年10月 1 日	介護予防訪問介護
社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会串良訪問介護事業所	鹿屋市串良町有里507番地1	社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会	鹿屋市大手町1番1号	浜田 保	平成29年10月31日	介護予防訪問介護
社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会輝北訪問介護	鹿屋市輝北町上百引2100番地1	社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会	鹿屋市大手町1番1号	浜田 保	平成29年10月31日	介護予防訪問介護

護事業所						
ヘルパーステー ションー茶ん家	志布志市有明町 伊崎田8791番地 1	有限会社グロー バルハート	志布志市志布志 町志布志580番 地5	新地 裕実	平成29年 11月30日	介護予防 訪問介護

鹿児島県告示第1069号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年11月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
財部記念病院	曾於市財部町南俣3619番地1	平成29年 8月31日	更生医療

鹿児島県告示第1070号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により日置市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年11月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 東市来都市計画公園
- (2) 名称 2・2・6号湯之元西公園
2・2・7号湯之元公園
2・2・8号湯之元東公園
2・2・9号久木元公園

2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

南薩地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年11月 7 日

南薩地域振興局長 森山健二

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
就労支援事業所 開開の広場	指宿市開開十町 2929番地1	株式会社丸山	指宿市開開十町 2929番地1	丸山 治則	平成29年 10月15日	就労継続 支援B型

大隅地域振興局告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年11月 7 日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
わたぼうし	肝属郡肝付町後	社会福祉法人天	肝属郡肝付町後	前田 智史	平成29年	生活介護

田5503番地 3

上会

田5501番地

10月 1 日

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年11月7日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年11月7日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年11月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
リナシティかのや
鹿屋市大手町1番1号
- 2 変更事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 変更前 建物敷地内北側 86台
 - イ 変更後 第1駐車場 建物敷地内北側 86台
第2駐車場 建物敷地内南西側 2台
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 変更前 2箇所 駐車場敷地北側及び西側
 - イ 変更後 第1駐車場 2箇所 駐車場敷地北側及び西側
第2駐車場 1箇所 駐車場敷地西側
- 3 変更年月日
平成30年 6 月27日
- 4 届出年月日
平成29年10月26日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第123号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年11月 7 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR天下一閃～完全突破～AC1600	株式会社大一商会	7P0921
ぱちんこ遊技機	CR Aめぞん一刻49BQ1	株式会社平和	7P0733
ぱちんこ遊技機	CR交渉人真下正義9BV1	株式会社平和	7P0856
ぱちんこ遊技機	CR猪木6H1BZ8A	株式会社アムテックス	7P1170
ぱちんこ遊技機	CRストライクウィッチーズWC A	株式会社三洋物産	7P1298
ぱちんこ遊技機	CR遊技性ミリオンアーサーSC	株式会社ミズホ	7P1192

回胴式遊技機	乙女マスターズ空を翔る白き軌跡 ／S1	株式会社オリンピア	7S1191
回胴式遊技機	GATE／ND	ネット株式会社	7S1215
回胴式遊技機	闇芝居／ND	ネット株式会社	7S1266